

岡山大学自然生命科学研究支援センター  
光・放射線情報解析部門鹿田施設運営会議内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門鹿田施設内規第5条第2項の規定に基づき、岡山大学自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門鹿田施設運営会議（以下「運営会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営会議は、鹿田施設の円滑な運営を図るため、施設長の諮問に応じ、鹿田施設の運営上必要な具体的事項を審議する。

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 施設長
- 二 医学部、歯学部及び医歯学総合研究科ごとに推薦された教授又は准教授1人
- 三 光・放射線情報解析部門津島施設から推薦された者1人
- 四 鹿田施設准教授
- 五 その他施設長が認める者

2 前項第2号及び第3号の構成員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 運営会議に議長を置き、施設長をもって充てる。

2 議長は、運営会議を招集し、その議長となる。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 運営会議は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

2 運営会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 運営会議の庶務は、関係部局等の協力を得て、医歯薬学総合研究科等総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。